

資料 GH・CH 入居者の低所得者推計（2009 調査より）

(1) 推計の方法は、以下の通りとした。

- ①生活保護基準を用いて推計する。
- ②入居者票データより、居住地市町村、年齢、障害基礎年金等級、収入月額、家賃額、収入の種類全てが明らかである入居者を対象とする。
- ③最低生活費は、生活扶助、障害者加算、住宅扶助を利用する。
- ④生活扶助は、年齢別・級地別で算定し、生活扶助Ⅱ類は単身世帯とする
- ⑤障害者加算は、障害基礎年金等級を利用し、その他の等級、不明については、加算なしとみなす。
- ⑥住宅扶助は、居住地毎の特別基準を調査できておらず、国基準のみでは実態を反映していないため、家賃実額を認定した。
- ⑦低所得の推定は、収入月額より家賃実額（⑥）を差し引いた額と、生活扶助基準額（④⑤の合計）を比較した。
- ⑧推計後、生活受給者については、収入の種類によって該当収入「生活保護」の回答のあった入居者とした。

表 推計に用いた生活保護基準

(単位:円)

		1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2	
生活扶助	Ⅰ類	12～19歳	42,080	40,190	38,290	36,400	34,510	32,610
		20～40歳	40,270	38,460	36,650	34,830	33,020	31,210
		41～59歳	38,180	36,460	34,740	33,030	31,310	29,590
		60～69歳	36,100	34,480	32,850	31,230	29,600	27,980
		70歳以上	32,340	31,120	29,430	28,300	26,520	25,510
	Ⅱ類	居室・1人世帯	43,430	41,480	39,520	37,570	35,610	33,660
障害者加算	在宅(換算)							
	基礎年金1級の者		26,850		24,970		23,100	
	基礎年金2級の者		17,890		16,500		15,400	
住宅扶助	収入より家賃実額を控除して生活扶助・障害者加算合算額と比較した							
(参考)	住宅扶助を除く							
	20～40歳・基礎年金1級		110,550	106,790	101,140	97,370	91,730	87,970
	20～40歳・基礎年金2級		101,590	97,830	92,670	88,900	84,030	80,270

資料)生活保護手帳編集委員会編『生活保護手帳 2009年度版』中央法規出版株式会社, 2009年

(2) 問題点

- ①生活保護非受給者は、障害者自立支援法サービス自己負担額、医療費等の実費支出があり、その分、実際の消費水準は低いことになる。
- ②住宅扶助については、上記推計上、市町村の特別基準を上回って収入月額から家賃実額が差引かれている可能性があり、その分、低所得者推計は多く見積もられている。
- ③所得税、社会保険料等の控除はおこなっておらず、その分低所得者推計が少なく見積もられている。
- ④月毎の収入の変動は捨象しており、生活保護の実際の収入認定の方法とは異なる。
- ⑤勤労等に伴う収入額が不明であるため、基礎控除はしておらず、その分、低所得者推計が少なく見積もられている。
- ⑥収入月額は「〇」万円という回答様式であったため、数万円単位の回答、小数点を用いた数千円単位の回答が混じっている。前者については、階級値として中位値を取らず、そのままの額とした。また、千円以下の回答については、記述通りとした。
- ⑦上記の他、(1) ②の様に不明を除いたため、あくまで推計である。

(3) 推計結果

- ①居住地市町村、年齢、障害基礎年金等級、収入月額、家賃額、収入の種類全てが明らかである入居者は、7,388 人であった。
- ②生活保護受給者は、級地計で 10.7% となっており、報告書本文の保護受給者(生活保護収入あり・13.7%) に比べ低くなっている。これは、①の推計対象が原因であると考えられる。
- ③級地計で、生活保護基準未满是 70.2%、生活保護基準以上は 19.1% であった。
- ③級地別に見ると、生活保護基準以上は 16.1～20.8% と 5% 弱の差であった。
- ④生活保護受給者の構成比は、級地が下がる毎に下がっていく。
- ⑤生活保護未满是、1 級地-1 では 54.3% であるが、それ以外の級地では 70.8～73.4% となっている。
- ⑥仮に、補足率を $\langle B \rangle / (\langle A \rangle + \langle B \rangle)$ で求めると、級地が下がる毎に下がっていくことになる。

表 生活保護基準でみたGH・CHの低所得者推計

	級地別														
	級地計			1級地-1		1級地-2		2級地-1		2級地-2		3級地-1		3級地-2	
	人	%		人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
生活保護基準未満<A>	5186	70.2		474	54.3	625	70.8	866	72.9	314	71.7	1832	72.1	1075	73.4
生活保護受給者	789	10.7		217	24.9	116	13.1	131	11.0	46	10.5	192	7.6	87	5.9
生活保護基準以上<C>	1413	19.1		182	20.8	142	16.1	191	16.1	78	17.8	518	20.4	302	20.6
補足率(/<A>+)	7388	100.0		873	100.0	883	100.0	1188	100.0	438	100.0	2542	100.0	1464	100.0
	13.2			31.4		15.7		13.1		12.8		9.5		7.5	

注)推計方法は、

- ① 入居者票予一タより、居住地市町村、年齢、障害基礎年金等級、収入月額、家賃額、収入の種類全てが明らかである入居者を対象とする。
- ② 最低生活費は、生活扶助、障害者加算、住宅扶助を利用する。
- ③ 生活扶助は、年齢別・級地別で算定し、生活扶助Ⅱ類は単身世帯とする
- ④ 障害者加算は、障害基礎年金等級を利用し、その他の等級、不明については、加算なしとみなす。
- ⑤ 住宅扶助は、居住地毎の特別基準を調査できておらず、国基準のみでは実態を反映していないため、家賃実額を認定した。
- ⑥ 低所得の推定は、収入月額より家賃実額(⑤)を差し引いた額と、生活扶助基準額(③④の合計)を比較する。
- ⑦ 生活受給者については、収入の種類によって該当収入「生活保護」の回答のあった入居者とした。

グループホーム・ケアホーム一元化と多様な支援の構築

～今こそ「誰でも地域社会に住む」グループホームを～

厚生労働省平成 24 年度障害者総合福祉推進事業「平成 24 年度グループホーム及びケアホームにおける支援に関する実態調査」をふまえて

発行日 2013 年 8 月 1 日

発行者 障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会 代表 光増昌久

事務局 〒231-0806

横浜市中区本牧町 1-120 日本グループホーム学会事務局

FAX 045-228-7728

E-mail info@gh-gakkai.com

ホームページ <http://www.gh-gakkai.com>